

# 農業と商法の関係

## ——序論的考察・農業の企業化の進展を受けて——

名 島 利 喜

### 目 次

- I 序——鴻常夫博士の慨嘆
- II 現在における商法あるいは商法学の到達点
  - 1 現行商法の立場
  - 2 現行商法の解釈
  - 3 小括
- III 農業における企業化の傾向とその評価
  - 1 視座の設定
  - 2 農業経営体をめぐる動向
  - 3 企業化をめぐる制度的変遷
  - 4 企業化の傾向に対する評価
- IV まとめ

### I 序——鴻常夫博士の慨嘆

少し長くなるが、引用から始めたい。

農業と商法の関係について、鴻常夫博士は、かねてから次のように慨嘆されていた<sup>(1)</sup>。「商法は、実質的意義においては企業に関する法であると理解すべきであるとする、実質的意義の商法の範囲は、前述した形式的意義の商法の範囲と一致しない部分を生ずる。そのような乖離は、二つの面で認められる。一つは、前述したような意味の企業に属するものでありながら、形式的意義の商法から外れているものがあることである。その例としては、農業をはじめ多くの原始産業がそうであり、医師・弁護士等のいわゆる自由職業もそうで

ある」。

そして、「農業」に付された注では、「商法は、昭和13年の改正により、鉱業を営む者をも商人とみなすことになったが（商4条2項）、同じ原始産業である農業（林業・水産業についても同じ）については沈黙しており、農業については、いかに大規模な企業設備をもって経営されても、これを商法の範囲には入れない趣旨のごとくである。この点の理由については、従来から特別の経済的・社会的配慮に帰するのが一般である。農業の企業化の傾向の存否の問題は、経済学上もむずかしい問題であるが、農業と商法の関係いかなんという問題の正しい解決は、理論的には、農業と商業との伝統的な区別が必ずしも現実

の所与に照応していないことを正しく認識したうえで、農業と商業との区別の法律的基础を歴史的・経済的所与のうちに探求すべきであるということになろう。そして、農業の企業化が普遍的（傍点筆者）であるといえるかどうかは、一国の農業が小農中心かどうかに関係する問題である。日本においても、農業における商法の適用の必要を認める議論も相前から存在している」と<sup>(2)</sup>。

だが、農業と商法の関係について慨嘆すべき時代は、農業の企業化が普遍化しつつある今日では、もはや過ぎ去ったのではないか？以下においては、そのことについて若干の考察を試みてみたい<sup>(3)</sup>。とりあえず手はじめに、現在の法律状態を確認し（Ⅱ）、続いて、農業の企業化へと考察を進めていく（Ⅲ）。そして最後に、まとめを行なう。

## Ⅱ 現在における商法あるいは商法学の到達点

### 1 現行商法の立場

現行商法は、4条1項に「この法律において『商人』とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう」と規定し、同条2項に「店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす」と規定している。

商人概念の定め方としては、商人主義・商行為主義・折衷主義という三つの立法主義があるが<sup>(4)</sup>、4条1項は、「商行為をすることを業とする者」というように、商行為概念から商人概念を導く一方で、同条2項は、店舗販

売業者と鉱業者とを、商行為概念を前提としないで商人であると擬制している。

わが商法は、このように、商行為主義を基調としながらも、商行為を前提としない擬制商人を認める折衷主義の立場に立っている<sup>(5)</sup>。この擬制商人に関する規定は、1938（昭和13）年の商法改正で設けられたものであることは広く知られている通りである<sup>(6)</sup>。

規定の趣旨は、次のように理解されている<sup>(7)</sup>。すなわち、商行為主義によると、農業・林業・漁業・鉱業などの原始産業を営む者は、他人から有償取得した物品を販売することを業とする者と異なり、商行為をしておらず、原始取得した生産物をたとえ店舗などの設備を利用して販売する場合であっても、固有の商人とはならない。しかし、これでは、同じような生産物を同じような店舗・設備で販売していても、その生産物が他人から有償取得したものであれば商人となるが、原始取得したものであれば商人とならないということになり、不均衡を生ずる。しかも、店舗・設備を利用して生産物を販売している場合には、その生産物を他人から有償取得して販売しているのか、そうでないのか第三者にとっては見分けがつかない。要するに、外形的に店舗・設備を設けて物品を販売する者と固有の商人を区別することは、できないだけでなく、妥当でない。また、鉱業も原始産業の一種であるが、それは通常、大規模な企業設備によって経営されるので、商法は鉱業を営む者を商人とみなした。

そして、以上のような理解に異論は見当たらない。

なお、2005（平成17）年改正前においては、商行為をなすことを業としない、いわゆる民事会社も擬制商人とされていた（旧商4条2

項後段)。しかし、同年の商法改正によって、商法の民事会社に関する規定は削除され、会社法においては、会社がその事業としてする行為およびその事業のためにする行為は商行為とする旨が規定された(会5条)。つまり、会社法が従来の商会社と民事会社の区別を廃止したので、会社法5条により、会社の行為はすべて商行為となり、会社は、商行為を業とする者として、すべて固有の商人となる(商4条1項)<sup>(8)</sup>。

## 2 現行商法の解釈

現行法の下で、農業は、商法の対象となるのだろうか？ この問いに対する教科書的な解答は、いくつかの教科書類の記述をまとめると、おおよそ、以下ようになる<sup>(9)</sup>。

農業は原始産業に属し、農業を営む者は自分の生産・収穫した農産物を原始的に取得してそれを販売する。他人から有償取得した(仕入れた)農産物を販売する場合には、この行為は絶対的商行為(商501条1号)に該当するから、これを業とする者(たとえば八百屋)は、固有の商人となる(商4条1項)。それに対して、農産物を原始取得してこれを販売する行為は、商行為ではなく、これを業としても固有の商人とならない。しかしながら、農業を営む者(個人)が、店舗その他これに類似する設備(公衆に対して開設された継続的な取引のための場所的設備)によって、自分の生産した農産物を販売することを業とするときは、商人とみなされることになる(商4条2項)。また、会社がその事業としてする行為およびその事業のためにする行為は商行為とされ(会5条)、会社は固有の商人となるので(商4条1項)、会社が農業を営む場合

には、商法の対象となる。

そして、以上のような解釈におそらく異論はないだろう。

## 3 小括

ここまで見てきたように、現行商法は、商行為主義を基調としながら、商行為を前提としない擬制商人を認める折衷主義の立場に立っている。擬制商人としては、店舗販売業者と鉱業者とがある(商4条2項)。2005(平成17)年の商法改正によって商法の民事会社の規定は削除され、会社は、会社法5条により、商行為を業とする者としてすべて固有の商人として扱われる(商4条1項)。

こうした現行法の下で、原始取得した農産物を販売する行為は、商行為ではなく、これを業としても固有の商人とはならないけれども、農業を営む者(個人)が、店舗その他これに類似する設備によって、自分の生産した農産物を販売することを業とするときは、商人とみなされることとなる。また、会社が農業を営む場合にも、会社は商人であり、商法の対象となる。

以上のように、商法および商法学は、自分の生産した農産物を店舗などの設備で販売している場合および会社が農業を営む場合については商人性を認めながら、本来の農業それ自体を正面から認めることを躊躇しているのが現在の法律状態だといってよい<sup>(10)</sup>。

## Ⅲ 農業における企業化の傾向とその評価

### 1 視座の設定

すでに確認したように、商法は、1938(昭

和13)年の改正によって、鉱業を営む者を商人とみなした。それは、鉱業は原始産業であるが、通常大規模な企業的設備によって営まれるためであった。だがしかし、同じように原始産業でありながら、農業に関しては、商法は沈黙を守っている。そのことを、鴻博士は、本稿冒頭に引用したように、「農業については、いかに大規模な企業的設備をもって経営されても、これを商法の範囲には入れない趣旨のごとくである」と、嘆かずにはいられなかった。

しかし、なぜ、商法は鉱業を営む者だけを商人とみなしたのか？ この点について、関俊彦博士は、「商法の成立、外国法の継承の過程で、概して大規模経営を行う鉱業者だけを当時の判断であえて明文化したものと思われる<sup>(11)</sup>と推察している。事実の問題としてまさにその通りであろう。そうして、1938(昭和13)年の改正以来、すでに80年近くの年月が経過している。立法論的には検討の余地もあるのではないかと思う。

そこで、まずはわが国の農業の企業化の傾向を概観することにしたい。その上で、その傾向に対する評価を試みる。

ただ、その前に、もう一度確認しておきたいことがある。それは、会社が農業を営む場合には、会社は固有の商人であり、商法の対象になるということである。それゆえ、ここでは、企業(わけても会社)の農業への参入を「企業化」として捉える<sup>(12)</sup>。

## 2 農業経営体をめぐる動向

農林水産省の調査<sup>(13)</sup>によれば、農業経営体数は、2015(平成27)年2月1日現在において、137万7000経営体となり、5年前の

167万9000経営体に比べると、18.0%減少した。農業経営体とは「経営耕地面積30a又は農産物販売金額50万円相当以上の規模の農業経営を行うもの若しくは農作業受託を行うもの」と定義されている。農業経営体のうち、家族経営体数は134万4000経営体で、5年前の164万8000経営体に比べて18.4%減少した。

ところが、その一方で、組織経営体数は3万3000経営体で6.4%増加したのである。組織経営体のうち、法人経営体数は2万3000経営体で、5年前の1万7000経営体に比べ33.4%も増加し、その結果、組織経営体に占める法人経営の割合は69.1%になった。そして、法人経営の内訳を見ると、会社法人数は1万7000経営体、農事組合法人数は6000経営体となり、5年前に比べてそれぞれ27.6%、53.1%増加した。

以上のように、わが国の農業においては、農業経営体のうち家族経営体が大半を占めるが、その数の減少は急速に進みつつある。また、その反面として、法人経営体数は急激に増加してきているのである。農業における企業化が著しい進展を見せていることは、まぎれもない事実である<sup>(14)</sup>。

それでは、どうしてそうなったのか？ その点については、次節で改めて述べることにしたい。

## 3 企業化をめぐる制度的変遷

農業という産業にとって土地すなわち農地はきわめて重要な生産要素であるが、従来、法人が農地に関する権利を取得するためには、農地法上は「農業生産法人」の要件を備えることが求められていた<sup>(15)</sup>。

農業生産法人の制度は、1956(昭和31)

年頃に徳島県下のみかん地帯の農家が税金対策として1戸1法人の有限会社を設立したことに端を発する。当時の農地法は農地についての法人の権利取得を予想していなかったため、農林省（現・農水省）は当初、これを農地法違反とした。けれども、それが論議の対象となり、税金問題だけにとどまらずに、やがて農業生産法人の制度を設ける契機となったのである<sup>(16)</sup>。

こうして、農業生産法人は、法人に対して農地の権利取得を認めるための制度として、1962（昭和37）年の農地法改正によって創設された<sup>(17)</sup>。そして、制度創設当初の法人形態は、農事組合法人、合名会社、合資会社または有限会社に限定されていた。株式会社は除外されていたが、その主な理由は、株式会社は株式の自由譲渡性を本旨とするため、農業生産法人の要件を欠くことになる危険に不断にさらされる場所にあった<sup>(18)</sup>。

しかし、その後、2000（平成12）年の改正は賛否両論の激しい政策論議の末に、「担い手の経営形態の選択肢を拡大させる観点」に立って株式会社の農業生産法人を容認した。ただし、株式譲渡制限会社に限定した。株式譲渡制限会社においては、株式の譲渡にあたって構成員要件への適合性（当時は農業関係者が議決権の4分の3以上を占める等）を取締役会でチェックすることができるからである<sup>(19)</sup>。

さらに、その後、2002（平成14）年に制定された構造改革特別区域法では、農業生産法人の要件を満たさない株式会社に対して農地法の特例措置が設けられ、2005（平成17）年の農業経営基盤強化促進法の改正では、特区法にもとづく農地法の特例措置が全国展

開された<sup>(20)</sup>。このような助走を経て、2009（平成21）年の農地法大改正の結果、株式会社による農地の権利取得に関しては、「公開会社」と「非公開会社」とに区分され、別建てのルールが採用されるに至り、非公開会社は農業生産法人として農地の所有権を取得することができるのに対して、公開会社は農業生産法人になることは許されず、利用権しか取得できないこととなった<sup>(21)</sup>。

以上のようにして、農業生産法人の制度を介した会社の農業参入への道は開かれてきたわけであるが、2015（平成27）年に農地法は改正を受けた。改正法においては、「農業生産法人」の呼称が「農地所有適格法人」に変更されたほかに、農業関係者以外の者の議決権が従来の4分の1以下から2分の1未満に緩和され、農業関係者以外の者の構成員要件も撤廃された<sup>(22)</sup>。これにより、会社の農業への参入がますます促進されるだろう。

ちなみに、農水省の調査<sup>(23)</sup>によると、2010（平成22）年1月時点で1万1829法人だったのが、年々増加し続けて、5年後の2015（平成27）年には1万5106法人になっている<sup>(24)</sup>。そして、今後も、この傾向はさらに進展していくことが予想される<sup>(25)</sup>。もはや、後戻りすることはできないだろう。

#### 4 企業化の傾向に対する評価

本稿の冒頭で引用した鴻博士の文章の最後では、「日本においても、農業における商法の適用の必要を認める議論も相当前から存在している」と述べられている。そのような議論を展開していたのは、実は西原寛一博士と鈴木竹雄博士である<sup>(26)</sup>。農業の企業化の傾向についての評価に入る前に、両博士の議論



を見てみよう。

まず、西原博士は、農業の企業化の傾向の存否をめぐっては、経済学者の間でも激しい論争があることに触れた後で、次のように説いている。「今此の問題に深く立入る限りでないが、法律の立場としては、其の時代に於ける発展段階の実情を直視して、之に処すべきものである。而して農業に於いては其の企業化が著しく遅れ、現今に於いても猶主として需要充足本位の経済が大勢を支配して居るとすれば、之を商法の範疇外に置くことは、不当なりとは為し得ない。併しそれは農業が商業に非ざるが故ではなく、唯其の企業化の未だ普遍化せざる間の歴史的合理性に過ぎぬ。此の故に農業の企業化が一部にても起りつつあるに於ては、之を包摂する根拠を有する。要するにaprioriに定めたる業務の内容に依って商人性の存否を決することは、商法の発展性と相容れないのである。現在我が商法が個人経営の農林業者を商人中に入れざるは、其の現時に於ける企業性に対する一般的疑惑に基づくと見るべきである。それが会社組織を採るとき自己の支配下に置くのは、其の活動が家計と離れたる独立の存在を有するに至り、茲にその企業性を最も明瞭に表現したるが為に外ならぬ」<sup>(27)</sup>。

また、鈴木博士は、「農業者も一方において農具肥料等を買入れ他方において生産物を売り放つけれども、その態様は緩慢であり頻発しない。したがって、技術的に発達した商事制度を農業者に適用することはただに不必要であるのみならず、不適当である」とする一方で、「しかしながら、農林業が常に商事制度と親しみえないものとも思われぬ。農林業者であっても、自己の生産物の販売機

構をそなえ、しかも、それが商人的組織をとる場合はしばしば存在する。このような場合に、単に自己の生産物の販売なる故をもって、これを商法の適用から排斥することが妥当視されうるであろうか」という疑問を提起する。そして、「改正商法が店舗販売者を商人と見做し、農林業をも商法中に收容しうる途をひらいたことは、この意味においてはなほだ意義があると思われる。要するに、一箇の農林業についても農林業自体の経営とその取引的方面の経営とはこれを区別して観念することをうべく、しかも、一つの規模態様は当然他のそれを左右するものではない。したがって、前者が大規模に行われようとも、その故をもって商法を適用する必要はもとより存しない。しかし、後者の経営が大規模にかつ複雑な態様により行われるとき、ここに商法適用の必要をみるにいたるのである」<sup>(28)</sup>としている。

戦前においてすでに、西原・鈴木両博士とも、それぞれの論拠は異なるものの、農業にも商法を適用すべきだという議論を展開していた。ここでは議論の詳細に立ち入る余裕はないが、農業の企業化の傾向を評価するための一つの視点として援用することは許されるだろう。

そうであれば、現代・現在の農業においては、両博士がおよそ予想だにできなかったような状況が現出している。農業の企業化が顕著なものとなっていることを見据え、両博士の議論を想起すれば、本来の農業それ自体を商法の対象に含めるべきだとする評価がなされなければならないと考えるのである。

#### IV まとめ

以上において、きわめて大まかで、はなはだ不十分ながら、農業と商法の関係について序論的な考察を行なった。最後に、以上の考察をまとめておこう。

現行商法は、商行為主義を基調としながら、擬制商人を認める折衷主義の立場に立ち、店舗販売業者と鉱業者とを商人であると擬制している。2005(平成17)年の商法改正以降は、従来の商事会社・民事会社の区別は廃止され、会社はすべて固有の商人として扱われることになった。

それゆえ、現行法の下では、自分の生産した農産物を店舗などの設備で販売している場合と、会社が農業を営む場合という二つの場合に、農業者は商人になると解されている。本来の農業それ自体が商法の対象になるとは考えられていない。

しかし、翻ってわが国の農業の現状を見てもみると、農業経営体のうち家族経営体が大半を占めてはいるが、その数の減少は急速に進みつつある一方で、法人経営体数は急激に増加してきており、農業における企業化は著しい進展を見せているのである。その背景には、度重なる農地法の改正によって、会社の農業への参入が推進されてきたという事情がある。もはや、後戻りすることはできないように思われる。

農業に対して商法を適用すべきことを主張する見解は、すでに戦前から有力に説かれていた。そのような見解を踏まえて、現代・現在の農業の状況へと目を向けるならば、本来の農業それ自体を商法の対象に含めるべき時代が訪れているように考えられる。

#### 注

- (1) 鴻常夫『商法総則(新訂第5版)』(弘文堂, 1999年)7頁。
- (2) 鴻・前出注(1)8頁以下。
- (3) 本稿では、原始生産業の中でも、企業化が顕著なものとなっている農業に焦点を合わせる。
- (4) 呼び方はいくつかあるが、これら三つに分類することができる(松本丞治「商人の意義に関する立法主義」同『私法論文集』(巖松堂書店, 1926年)396頁)。
- (5) この点に関して、鴻常夫ほか編『演習商法(総則・商行為)』(青林書院新社, 1984年)72頁〔松岡正美〕は「現実の諸立法は商行為法主義が商人法主義のいずれかを一応のたてまえとする折衷主義であるといつてよい」と説く。
- (6) 三枝一雄『明治商法の成立と変遷』(三省堂, 1992年)292頁などを参照。
- (7) 以下の引用文献は、筆者が参照したもののうち、商法総則の代表的なものを挙げるにとどまる。体系書・概説書として、大森忠夫『商法総則講義』(有信堂, 1963年)83頁以下、石井照久『新版商法総則』(弘文堂, 1966年)47頁、田中誠二『全訂商法総則詳論』(勁草書房, 1976年)167頁以下、大隅健一郎『商法総則(新版)』(有斐閣, 1978年)110頁以下、服部榮三『商法総則〔第3版〕』(青林書院, 1983年)177頁以下、小橋一郎『商法総則』(成文堂, 1985年)59頁以下、長谷川雄一『基本商法講義(総則)〔第2版補正版〕』(成文堂, 1997年)28頁以下。コンメンタールとして、田中誠二=喜多子祐『全訂コンメンタール商法総則』(勁草書房, 1975年)73頁以下、服部榮三=星川長七編『基本法コンメンタール商法総則・商行為法〔第4版〕』(日本評論社, 1997年)13頁〔豊崎光衛=佐藤幸生〕。
- (8) 江頭憲治郎編『会社法コンメンタール1——総則・設立(1)』(商事法務, 2008年)131頁〔江頭憲治郎〕、酒巻俊雄=龍田節編集代表『逐条解説会社法第1巻』(中央経済社, 2008年)103頁以下〔森本滋〕など。判例として、最判平成20年2月22日民集62巻2号576頁。なお、江頭憲治郎=門口正人編集代表『会社法体系1』(青林書院,

- 2008年) 15頁〔弥永真生〕は、「実際、商法11条1項かつ書は『会社及び外国会社を除く。以下この編において同じ』と定めるから商法4条1項は会社・外国会社にも適用され得るし、商人に会社・外国会社が含まれることがあることを前提としている」と指摘する。会社の商人性を会社法5条から導くことは適切でないという批判はありうるが、会社が商人であることに疑いはない(この点については、豊泉貫太郎「会社法と旧商法の隠れた不連続性」慶應法学10号(2008年)189頁以下などを参照)。
- (9) 梅田武敏『商法総則・商行為法〔新版〕』(信山社, 2006年) 50頁以下, 関俊彦『商法総論総則〔第2版〕』(有斐閣, 2006年) 111頁, 田邊光政『商法総則・商行為法〔第3版〕』(新世社, 2006年) 39頁以下, 森本滋編『商法総則講義〔第3版〕』(成文堂, 2007年) 36頁〔洲崎博史〕, 吉田直『ケーススタディ会社法総則・商法総則』(中央経済社, 2007年) 24頁以下, 浅木慎一『商法学通論I』(信山社, 2010年) 92頁以下, 青竹正一『特別講義改正商法総則・商行為法〔第3版〕』(成文堂, 2012年) 13頁以下, 近藤光男『商法総則・商行為法〔第6版〕』(有斐閣, 2013年) 20頁以下, 北居功=高田晴仁編著『民法とつながる商法総則・商行為法』(商事法務, 2013年) 28頁〔森川隆〕, 弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法〔第2版補訂版〕』(有斐閣, 2014年) 18頁, 遠藤喜佳=松田和久『商法総則・商行為法プチ・コンメンタール〔改訂版〕』(税務経理協会, 2015年) 14頁など。
- (10) 吉田直教授の言葉を借りるならば(吉田・前出注(9) 25頁), そこには、「農業については、自然を相手に長期の耕作作業を行う農民は市場で活動する商人とは基本的に異なるとの認識」が今もなお抜き難く残っているように思われるのである。
- (11) 関・前出注(9) 112頁。
- (12) 浅木・前出注(9) 18頁は、「法が許容する範囲内において、会社という企業形態をもってこの事業(鉱業以外の原始生産業—筆者注)を行うことにより、これを商法の規整下に取り込むという進入路はあるが(会5条)」と述べて、農業を商法の規整の下に置くことができることを示唆している。
- (13) 「2015年農林業センサス結果の概要(確定値)」(農林水産省のホームページに掲載)。
- (14) 新聞報道によれば、「就農人口はこの10年ほどで100万人以上減り、2016年に初めて200万人を割り込んだ。担い手はこの先も減り続けることが確実視されているが、実はそれと同時に進んでいるのが農作業などに従事する『サラリーマン』の増加だ。農業を手がける企業や農事組合法人などに7カ月以上雇われた人を示す『常雇い数』は15年に22万人を超え、10年で9万人以上増えた」という(日本経済新聞2016年9月19日付朝刊)。増加傾向は今後も続くに違いないだろう。
- (15) 早い時期に、比較的詳細にこの点を説明していたものとして、田中誠二=福岡博之『例解商法総則・商行為法』(有信堂, 1964年) 11頁以下を参照。簡単には、田中=喜多・前出注(7) 96頁がある。
- (16) 加藤一郎『農業法』(有斐閣, 1985年) 135頁。
- (17) 農業生産法人制度の創設について詳しくは、和田正明ほか『新訂新農地法詳解』(学陽書房, 1966年) 10頁以下を参照。
- (18) 昭和37年7月1日・37農地B第2518号農林事務次官依名通達。
- (19) 平成13年3月1日・12経営第1153号農林水産事務次官依名通達。改正に至る経緯と改正の内容については、さしあたり、関谷俊作『日本の農地制度〔新版〕』(農政調査会, 2002年) 176頁以下を参照。
- (20) 以上のような経緯について、簡単には、高木賢『農地制度・何が問題なのか』(大成出版社, 2008年) 116頁以下を参照。
- (21) この改正は、「平成の農地改革」と呼ばれるほどの大きな改正であった。この改正の解説としては、高木賢『詳解新農地法—改正内容と運用指針—』(大成出版社, 2010年) が詳しい。念のために述べておくと、野菜工場でトマトを水耕栽培したり、ガラスハウスで花卉を栽培したりする場合のように、株式会社が農地を用いずに農業を営む場合には、農業生産法人である必要はなく、公開会社であってもよい(金光寛之ほか編著『農



- 業株式会社と改正農地法——法務と税務』(三協法規出版, 2011年) 92頁以下〔金澤大祐〕。
- ②2 この改正については, 農林水産省のホームページで知ることができる。
- ②3 農林水産省のホームページの「農林水産基本データ集」の「認定農業者等に関する統計」の欄に掲載されている。
- ②4 近年における実際の参入事例を紹介するものとしては, 大仲克俊=安藤光義『企業の農業参入・地域と結ぶ様々なかたち』(筑波書房, 2014年), 石田一喜ほか『農業への企業参入・新たな挑戦——農業ビジネスの先進事例と技術革新——』(ミネルヴァ書房, 2015年) などがある。
- ②5 2016(平成28)年6月2日, 「日本再興戦略2016——第4次産業革命に向けて——」が閣議決定された。そして, そこには「今後10年間(2023年まで)で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする」という大きな目標が掲げられている(首相官邸のホームページに掲載)。
- ②6 鴻・前出注(1) 9頁以下。さらに, 同「農業と商法」鴻常夫=北沢正啓編『体系商法事典』(青林書院新社, 1974年)29頁も参照。ちなみに西原, 鈴木博士よりも前に, 松本丞治博士は, 原始生産業者が商人とされないことに疑義を呈していた(松本・前出注(4) 392頁以下, 396頁以下)。
- ②7 西原寛一「商法の発展と非商人の地位(1)」法学協会雑誌51巻5号(1933年)16頁〔同『商事法研究第1巻』(有斐閣, 1957年)1頁以下所収〕。なお, 引用に際して旧字を新字に改めている。
- ②8 鈴木竹雄「商人概念の再検討(2・完)」法学協会雑誌57巻12号(1939年)2246頁以下〔同『商事法研究1総論・手形法』(有斐閣, 1981年)95頁以下所収〕。本文中の引用は, 同書131頁以下から。